

2021年 12月

当行でNISA口座をご利用いただいている
お客さま各位

株式会社 岩手銀行

NISA口座のみなし廃止措置について

2021年度税制改正により、2017年分の非課税管理勘定（一般NISA）を設定しているお客さまで、以下のお客さまは、「2022年1月1日をもって自動的にNISA口座が廃止される」みなし廃止措置の対象となりますので、お知らせします。

【対象となるお客さま】

以下の条件の両方に該当するお客さまが対象となります。

- ① 2017年12月31日以前にNISA口座を開設されたお客さま
- ② 2018年以降に当行でNISA口座を**開設していない**お客さま（※1）
 - ※1 2018年以降に当行で「非課税管理勘定（一般NISA）」または「累積投資勘定（つみたてNISA）」を設定されていないお客さまのことを指します。
- みなし廃止措置の対象となるお客さまであっても、廃止に関する特段のお手続きは不要です。
- みなし廃止措置の対象となるお客さまが、2017年12月31日以前に開設されたNISA口座で保有されている投資信託の受益権口数は、2022年1月1日に「5年間の非課税期間満了に伴い課税口座へ払出し」され、その後NISA口座が廃止されます。
- みなし廃止措置対象のNISA口座は、2022年時点で新規に非課税でのお買付けが出来ない口座ですので、お客さまの不利益は発生しません。
- みなし廃止に伴う「非課税口座廃止通知書」は発行されません（※2）。
 - ※2 みなし廃止対象のお客さまが、2022年以降にNISA口座を開設する際は、NISA口座の開設手続きは必要となりますが、手続きの際に「非課税口座廃止通知書」の提出は不要です。
- 詳しくは、投資信託お取引の本支店までお問い合わせください。

以上